

令和7年度における国立大学法人滋賀大学の 中小企業・小規模事業者に関する契約の方針

国立大学法人滋賀大学（以下「本学」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和7年4月22日閣議決定。以下「基本方針」という。）に則して、令和7年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者等」という。）の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第1 中小企業者等の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業者等向け契約目標

本学は、令和7年度における官公需予算総額に占める中小企業者等向け契約の金額が9.4億円、比率が73.8%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

中小企業者等向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、0.5%を目指すものとする。

第2 中小企業者等の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

本学は、中小企業者等の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報や発注計画に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業者等に提供するよう努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業者等に対して解りやすい説明に努めるものとする。

2 官公需に関する相談体制の整備

財務課調達係・施設管理課施設企画係・図書情報課総務係・教育学部会計係（以下「財務課調達係等」という。）の職員を本学の「官公需相談窓口」の担当者とし、中小企業者等からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報及び入札参加資格登録情報を提供する等、必要な指導に努めるものとする。

3 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書の作成に努めるものとする。

4 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業者等の参入の余地がないと考えられる案件を除き、調達を費用対効果において優れたものとする等十分に検討（公正性についての検討を含む。以下同じ。）しつつ、価格面、数量面及び工程面等からみて、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割する等の分離・分割発注を行う際には、中小企業庁がまとめている事例を参考として活用するものとする。

5 適正な納期・工期・納入条件等の設定

- （１）物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業者等が十分対応できるよう配慮するものとする。

併せて、受注する中小企業者等が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努めるとともに、契約書の作成の際には、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合に発注者に承認をとること及び業務の一括請負等の禁止を明記する。

- （２）物資の流通の効率化に関する法律（平成１７年法律第８５号）第３３条に基づく貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（令和７年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第１号。以下「物流効率化基本方針」という。）を踏まえ、自らが施設の管理者となる場合や物品の運送を伴う役務、物品の買入

れ等に係る発注を行う場合には、当該施設の利用や当該物品の配送を行うトラックドライバーの運送・荷役等の効率化等に資するよう、余裕を持った納品期限の提示、納入単位・回数の集約、混雑時間を回避した配送日時指定をはじめとする措置を率先して講ずるよう努めるものとする。

また、受注事業者との間で物品等の継続的な運送を伴う契約を締結する際には、運送事業の許可を得ずに違法に運送を行う事業者を排除するため、「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転手の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書（令和7年3月27日策定）」にのっとり、当該受注事業者に対して誓約書の提出を求める等の措置を講ずるよう努めるものとする。

6 調達・契約手法の多様化における配慮

一括調達、共同調達を行う場合には、調達を費用対効果において優れたものとすることに留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等の設定を行うよう努めるものとする。

7 知的財産権の取扱いへの留意

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にするとともに、財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

その際、契約に当たって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。

8 一括調達及び共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達及び共同調達による競争参加資格の設定に際しては、下位等級者の競争参加が可能となるよう、弾力的な運用に努めるものとする。

9 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

契約内容の履行の確保の観点から、一般競争入札の際には、適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式による競争の際に、地域精通度等に加え、迅速性や融通性等を評価項目として考慮することに努めるものとする。

10 技術力のある中小企業者等に対する受注機会の増大

- (1) スタートアップを含む技術力のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用にも努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、スタートアップを含む技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進め、総合評価落札方式における創意工夫による価値の適切な評価等にも努めるものとする。
- (2) 高度かつ独自の新技术を有するスタートアップには中小企業・小規模事業者が含まれ得ることを踏まえ、受注機会の増大を図るため、スタートアップからの公共調達促進に関する関係府省庁等会議において関係府省庁等で申し合わせた「高度かつ独自の新技术を有するスタートアップ等との随意契約（スタートアップ技術提案評価方式）」の一層の活用にも努めるものとする。

11 中小建設業者に対する配慮

- (1) 中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの休日確保の要請等に留意しつつ、必要な工期を確保するため、国庫債務負担行為の活用や中小工事の早期の発注等により、施工時期の平準化を図る等により、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大にも努めるものとする。あわせて、休日の付与、発注時期の平準化、工期の変更等の状況をモニターするなど、受注する中小建設業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握にも努めるものとする。

また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、上記2に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。

- (2) 一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同資格等級区分内の者による競争を確保するものとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に

対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等、積極的に受注機会の確保に努めるものとする。

(3) 特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。

(4) 地域における公共工事の担い手が確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争入札に必要な資格、公共工事等の規模等を適切に定めるものとする。

(5) 発注関係事務の運用に関する指針及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に規定される、公共工事等の実施に必要な工期・履行期間の確保及び公共工事等の施工時期等の平準化を図るための方策を活用し、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。

1.2 事業継続力が認められる中小企業者等に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業者等の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者等の受注機会の増大に努めるものとする。

1.3 中小石油販売業者に対する配慮

災害時の燃料供給等に関する協定を締結する意義や必要性について検討し、地域の石油組合等から要請があった場合には十分に協議を行うものとする。

官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合が国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している場合に、一般競争においては、当該協定を締結していることや管内に燃料供給拠点を有することなど適切な地域要件の設定を行うことにより、平時においても当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

また、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

災害時の燃料調達協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができる」と認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、官公需適格組合をはじめとする石油組合との随意契約を行うことができることに留意する。

燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと。また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

1 4 中小企業者等の資金繰りへの配慮

特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。

1 5 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

予定価格は、需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務（以下「清掃等の役務」という。）の発注については、各都道府県における最低賃金額の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適正に作成するものとする。特に、同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がある場合は、多角的な市場調査を行い、最新の実勢価格等を踏まえた積算を行うこととする。また、複数年度にわたる契約については、入札の際に作成する予定価格に期中の価格変動を適切に見込む必要があることに留意する。なお、ビルメンテナンス業務に係る発注に当たっては、厚生労働省において策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、最新の「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を用いることとされていることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっては、物流効率化基本方針を踏まえ、契約を締結した事業者から当該物品の運送を委託されたトラック事業者等がその雇用するトラックドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を収受できるよう、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附

則第1条の3第1項の規定に基づく「標準的な運賃」を活用するとともに、燃油サーチャージ、有料道路使用料、附帯作業料等の追加で生じるコスト、繁忙期における運送、特殊な運送方法等に起因して追加で生じるコストについても十分に考慮するように努めるものとする。

また、入札説明の際には、中小企業者等が適切なコストの積み上げによる価格での入札を行うようダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。低入札価格調査を行うに際しては、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格に沿った単価になっているかを確認する。また、業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとする。

契約後についても、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）に関し、年度途中で最低賃金額の改定があった場合は、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応に努めるものとする。

公共工事の発注にあたっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。また、物件及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

16 東日本大震災・令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震の被災地域等の中小企業者等に対する配慮

被災地域等における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

本学は、新規中小企業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）の趣旨等を踏まえ、次のとおり取り組むものとする。

（１）過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものにならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう「調達ポータルサイト」の情報等を活用し、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

また、オープンカウンター方式により物件等の契約の見積り合わせを実施する場合には、公示及び見積書の提出に際しては、電子調達システム、ホームページ等を通じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段の利用に努めるものとする。

（２）下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用の推進

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない場合等であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる場合に限り、入札参加者の確保が図られる場合には、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

（３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号で都道府県知事が認定した商品又は役務（「いわゆるトライアル発注商品等」という。）等の受注機会の増大

いわゆるトライアル発注認定商品等のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、少額の随意契約による場合は、見積先に含める等の受注機会の増大に努めるものとする。

（４）新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービスなどを登録する「調達ポータルサイト」の活用による調達の推進

「調達ポータルサイト」を十分活用し、新規中小企業者から見積書を取得するよう努めるとともに、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や国等の調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即して取り組むものとする。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者等の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、本学の全ての部局に適用する。

2 中小企業者等の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者等の受注の機会の増大のため、本学に中小企業者等受注推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、上記第1の目標達成に向けて、調達現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認等、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備（事業者からの報告様式の作成等）を図る。

別紙

滋賀大学中小企業者等受注推進本部

本部長 ： 財務課長

本部員 ： 施設管理課長

 ： 図書情報課長

 ： 教育学部事務長

(事務局 財務課調達係)

なお、本部員には、必要に応じて各部局の調達担当者を追加する。